八街市道路安全対策推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 通学路を含めた八街市内の道路安全対策を推進するため、八街市道 路安全対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 通学路を含む道路の安全対策に関する分析、立案及び検証
 - (2) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 会長は、八街市建設部道路河川課長を充てる。
- 3 第1項に掲げる者は、その指名する者を代理として会議に出席させることができる。

(会長の職務等)

- 第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 会長に事故あるときは、八街市総務部防災課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(アドバイザー)

- 第6条 協議会に、学識経験のある者等をアドバイザーとして置くことがで きる。
- 2 アドバイザーは、会議に出席し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、八街市建設部道路河川課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、 協議会が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、初めて開催される会議については、八街市 長が招集する。

別表 (第3条第1項)

千葉県印旛土木事務所調整課長 千葉県佐倉警察署交通課長 八街市安全安心担当官 八街市総務部防災課長 八街市建設部道路河川課長 八街市教育委員会学校教育課長